

専承第1号

東郷町税条例等の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東郷町税条例等の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和3年5月10日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

専決第3号

東郷町税条例等の一部改正について

東郷町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月31日専決

東郷町長 井 俣 憲 治

東郷町税条例等の一部を改正する条例

(東郷町税条例の一部改正)

第1条 東郷町税条例（昭和38年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第35条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第51条の9第3項」を加える。

第35条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第51条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第51条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「その受理されたとき」とあるのは「その提供を受けたとき」とする。

第74条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

第123条第2号中「第54条の38」を「第54条の38第1項」に改める

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」

を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第26項を第24項とし、第27項を第25項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第54条の38に」を「第54条の38第1項に」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年

「3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（

前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に対する第 75 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改める。

附則第 25 条に次の 1 項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

(東郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 東郷町税条例等の一部を改正する条例(令和 2 年東郷町条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、東郷町税条例第 46 条第 10 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 52 項」を「第 321 条の 8 第 60 項」に、「同条第 52 項」を「同条第 60 項」に改め、同条第 16 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 61 項」を「第 321 条の 8 第 69 項」に改め、同条例第 48 条第 4 項の改正規定中「「又は第 31 項」に」の次に「、「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に」を加え、同条例第 50 条の改正規定中「第 50 条第 4 項」を「第 50 条第 3 項中「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項」に改め、同条例附則第 3 条の 2 第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の東郷町税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う新条例第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の東郷町税条例（次項において「旧条例」という。）第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第35条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第35条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等

」という。) が取得 (同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。) をした同条第41項に規定する機械装置等 (以下この項において「機械装置等」という。) (中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引 (以下この項において「リース取引」という。) に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分の概要

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 紙と電子の併用による扶養親族申告書並びに退職所得申告書の提出方法により提供する場合の規定を整備すること。（第35条の3の2、第35条の3の3及び第51条の9関係）
- (2) 宅地等に対して課する固定資産税の特例措置等を令和5年度まで延長すること。（附則第11条、第11条の2、第12条及び第13条関係）
- (3) 令和3年度の課税標準額が令和2年度の課税標準額を超える場合の宅地等に係る課税標準額を令和2年度と同額とすること。（附則第12条及び第13条関係）
- (4) 特定期間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車で乗用のものに係る軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する措置を9か月延長すること。（附則第15条関係）
- (5) 燃費性能等の優れた3輪以上の軽自動車について、令和4年度及び令和5年度の軽自動車税の種別割を軽減すること。（附則第16条第6項から第8項まで関係）
- (6) 一定の要件により取得し、令和4年までに居住の用に供した家屋の個人町民税の控除期間を令和17年度まで延長すること。（附則第25条関係）
- (7) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

- (1) 令和3年4月1日から施行すること。
- (2) 2(1)の規定は、令和3年4月1日以後に行う申告書に記載すべき事項の提供について適用すること。
- (3) 2(4)の規定は、令和3年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に課される軽自動車税環境性能割について適用すること。
- (4) 2(5)の規定は、令和3年度分以後の軽自動車税種別割について適用すること。